

# ○西紋別地区環境衛生施設組合事務局設置条例

〔昭和50年10月21日〕  
〔条例第21号〕

改正 昭和57年12月7日 条例第1号

平成21年3月27日 条例第1号

平成24年12月27日 条例第3号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、西紋別地区環境衛生施設組合（以下「組合」という。）に事務局を設ける。

第2条 事務局に次の係を置く。

- (1) 管理係
- (2) 業務第1係
- (3) 業務第2係
- (4) 衛生検査係

第3条 組合が行う事業により、必要に応じて事務局に室を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月7日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第3号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。